

02 利用の流れ

- みやぎ電子申請システムを利用した販売従事者登録申請等の流れを説明します。
- 本システムは、まず申請フォームに必要な事項を入力していただきます（**仮申請**）。
- 仮申請後、申請先（薬務課）での申請内容の確認後に、申請者宛てに支払い案内メールを送付します。

※ 電子申請と併せて、以下の書類については申請先（薬務課）への原本提出（郵送）が必要です。

<仮申請後に原本の提出が必要な申請>

- 販売従事登録申請：登録販売者試験合格証明書（原本）
- 販売従事登録削除申請：販売従事登録証（原本）

<本申請完了後（手数料納付後）に原本の提出が必要な申請>

- 販売従事登録証の書換え交付・再交付申請：販売従事登録証（原本）
- 登録販売者試験合格証明書の再交付申請：登録販売者試験合格証明書（原本）

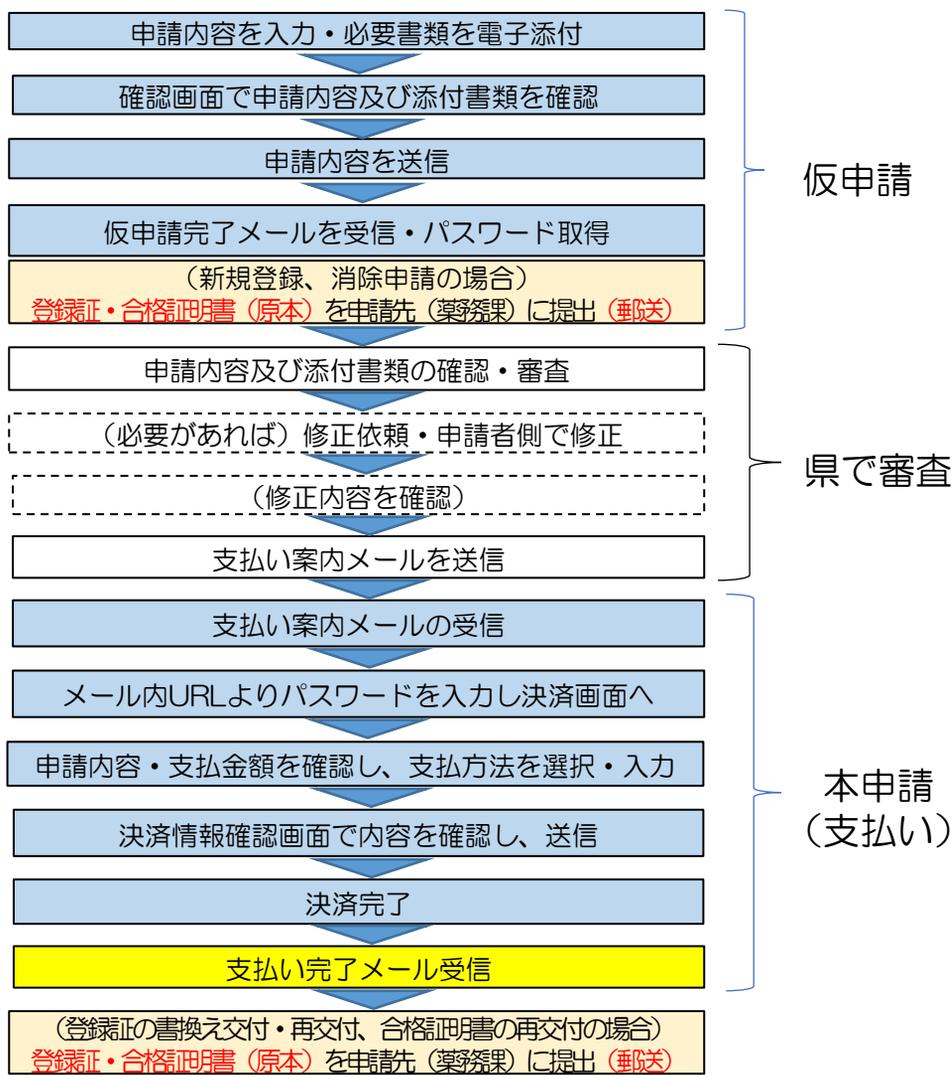
- 支払い案内メールに記載のURLから決済（クレジットカード・PayPay）していただき、申請完了となります（**本申請**）。

- 販売従事登録証の受け取り方法は、「郵送受取」または「薬務課・保健所受取」が選択可能です。

※ 「郵送受取（郵送料負担）」は、郵送料（申請の種類に応じて530円又は490円）を申請手数料と併せて納付していただきます。

※ 「郵送受取（返信用封筒提出）」は申請時に返信用封筒（簡易書留、レターパック等）の提出が必要です。

※ 「薬務課・保健所受取」は許可証発行後、受取窓口から電話連絡があります。



↓
名簿登録事項変更、削除はこのタイミングで申請受理

※手数料なしの申請は、手続き完了メールが届きます。（以下支払い手続きは不要）

↓
登録、書換、再交付はこのタイミングで申請受理

郵送受取の場合
登録証等を申請者あてに郵送

※郵送受取では、電子決済で郵送料をお支払いいただく方法と、郵送で返信用封筒を提出していただく方法が選択できます。

薬務課・保健所受取の場合
受取窓口から電話連絡

受取窓口で受け取り